

公務員の場合

公務員（正規職員）の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

○所得逆転により受給資格を得た場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・大学生年代の子を算定数に入れている方のうち、進学せず就職等している子を、監護に相当する世話等をしているかつ生計費の負担をしている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください

監護相当とは

監護（養育者が、精神面及び日常生活において衣食住などについて子どもの面倒をみていること）に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていることです。

3. 以下の1～6に該当するときは お住まいの市区町村に届出が必要です

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わった（児童と別居することになった）とき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」**の指定を受けるとき

児童手当制度 のご案内

令和6年10月分から
制度が改正されました



**現況届が
原則提出不要となりました！**

〒399-4192

長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所 市民課 市民係

電話 0265-83-2111 内線324

FAX 0265-81-1421

～児童手当について～

1. 支給対象

18歳の誕生日後最初の3月31日まで（高等学校卒業まで）の児童を養育している方に支給されます。

父母のうち、原則として「所得の高い方」※に支給します。

※ 前年（1月分～5月分は前々年）の所得で判定します

※ 毎年、市にて行う所得等の確認により、受給者の切替を案内する場合があります

※ 所得制限はありません

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)	
	第1子・第2子	第3子以降*
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から 高校生年代	10,000円	

※ 「第3子以降」とは、22歳到達後最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降をいいます

※ 児童の兄姉等（18歳到達後最初の3月31日の翌日から22歳到達後最初の3月31日まで）については、進学か否か、同居か別居かにかかわらず、親等に経済的負担がある場合にカウント対象となります（要申請）

3. 支給時期

原則として、偶数月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に、各前月までの2ヶ月分を支給します。
例）6月の支給日には、4月・5月分の手当を支給します

4. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することができます

児童手当制度では
以下のルールを適用します！



- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）
- 父母が離婚協議中で別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**
※ 異動協議中であることが証明できる書類の提出が必要です
- 仕事の都合や通学の都合で別居している場合は、父母のうち生計を維持する程度の高い者＝所得の高い者に支給します
その場合は別途「別居監護申立書」の届出が必要です
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**

手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたときや、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります
※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になってしまっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に
現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡単に寄付を行なう手続があります。ご関心のある方はお問い合わせください。